

# 国民健康保険料 算定方式の見直しの考え方について

## 目 次

- 1 前回の協議
- 2 仙台市における緩和措置の考え方
- 3 緩和措置(案)
- 4 まとめ

# 1 前回の協議

〔前回資料から抜粋〕

## 旧ただし書き方式への変更に伴う政令市等の緩和措置について(1)

政令市名	静岡市	京都市	札幌市	大阪市	堺市	北九州市	福岡市
変更前の賦課方式	課税標準額	市府民税額	市道民税額	市府民税額	総所得金額	市民税額	市民税額
実施時期	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度
激変緩和措置の内容	旧ただし書き方式で算定した所割が、課税標準方式で算定した所得割を超えている世帯について、その超える額の1/2を減額。また、減額後の保険料を前年度と比較し、50%以上増加した世帯については、増加率が50%を超えないよう、さらに減額	市民税非課税世帯の所得割保険料の3割を減額	旧ただし書き方式で算定した保険料が、市道民税方式で算定した保険料の1.3倍を超えている世帯について、その超える額の2/3を減額	旧ただし書き方式で算定した保険料が、市府民税方式で算定した保険料の1.5倍を超えている世帯について、その超える額を減額	旧ただし書き方式で算定した保険料が従前の方式で算定した保険料の1.25倍を超えている世帯について、その超える額を減額。ただし医療分のみ	旧ただし書き方式で算定した保険料が、市民税方式で算定した保険料を超えている世帯について、その超える額の2/3減額	旧ただし書き方式で算定した保険料が、市民税方式で算定した保険料を超えている世帯について、その超える額の3/4を減額
期間	平成16年度	平成17～18年度	平成18～19年度	平成18～20年度	平成18～19年度	平成18～19年度	平成18～20年度
段階的措置		平成18年度は税制改正(老年者控除の廃止)に伴い、対象世帯が減少。	平成19年度は1.3倍を1.6倍に。2/3を1/3に。	平成19年度:1.5倍を超える額の1/2を減額 また、高齢者、障害者、寡婦(夫)の属する世帯に係る減免を実施。 平成20年度:(1.5倍+2万円)を超える額の1/2(上限3万円)を減額	平成19年度は1.25倍を1.45倍に。	平成19年度は2/3を1/3に。	平成19年度:3/4を2/4に。 平成20年度:1/4に。

## 旧ただし書き方式への変更に伴う政令市等の緩和措置について(2)

政令市名	東京都特別区	川崎市	横浜市	浜松市	名古屋市
変更前の課税方式	都区民税額	市県民税額	市民税額	市民税額	市県民税額
実施時期	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度
激変緩和措置の内容	(1)都区民税が非課税の者は、旧ただし書き所得を75%減額 (2)都区民税が課税の者で、旧ただし書き所得金額が課税標準額の1.5倍を超える者 ①課税標準額が100万円以下の場合、その超える額の50%を減額 ②課税標準額が100万円を超える場合は、その超える額の25%を減額	(1)市県民税が非課税の者は、旧ただし書き所得を90%減額 (2)市県民税が課税の者で、旧ただし書き所得金額が課税標準額の2倍を超える者については、その超える額の90%を減額 ※16才未満人数×33万円、16歳から18歳人数×12万円を課税標準額から控除 (3)障害者控除・寡婦(夫)控除対象者について、控除額の5%を保険料から減額	(1)市民税が非課税の者は、旧ただし書き所得を70%減額 (2)市民税が課税の者で、旧ただし書き所得金額が課税標準額の1.8倍を超える者については、その超える額の70%を減額	旧ただし書き方式で算定した保険料が、市民税方式で算定した保険料を超えている世帯について、その超える額の75%を減額	※激変緩和措置ではなく、当分の間適用する。旧ただし書き所得から扶養家族1人につき33万円を減額し料率をかける。 本人が障害者又は寡婦(夫)の場合は旧ただし書き所得から92万円を減額し料率をかける。 扶養家族が障害者の場合は旧ただし書き所得から86万円を減額し料率をかける。
期間	平成23～24年度	平成24～26年度、平成27年度～	平成25～26年度	平成25～27年度	当分の間
段階的措置	2年間同じ激変緩和措置であるが、平成24年度については税制改正(年少者扶養控除の廃止)の影響あり	平成24年度に90%の減額割合を、平成25年度60%、平成26年度30%とし、平成27年度以降10%の減額を恒久的に行う。	平成25年度に70%の減額割合を、平成26年度は40%に	平成25年度に75%の減額割合を、平成26年度は50%、平成27年度は25%に	

※ 横浜市、浜松市、名古屋市は平成24年10月調査時

※ 神戸市、広島市は平成26年度より実施予定

※ さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、岡山市、熊本市は、昭和30年代頃から旧ただし書き方式による所得割算定方式を採用している

# 緩和措置方式の比較検討について

	北九州市などが実施した方式 『市県民税方式の保険料』と 『旧ただし書き方式保険料』の 比較による緩和措置方式	川崎市などが実施した方式 『課税標準額』と 『旧ただし書き所得』の 比較による緩和措置方式
①税制改正の 影響に基づく緩 和措置効果の 変動について	『市県民税方式の保険料』は、 税制改正によって保険料が変 動し、緩和額が変動する恐れ がある。	『課税標準額』と『旧ただし 書き所得』の比較は、緩和額 を所得から算定し、税制改正 の影響を受けないので、緩和 措置を安定的に実施すること ができる。
②緩和措置実 施にかかる業務 対応について	緩和額は、引き続き『市県民 税方式の保険料』を算定し、 両方式による保険料を算定す るために、二つのシステムを 稼働し続けなければならない。	緩和額は所得から算定するた め、『旧ただし書き方式』の 一つのシステムにより算定で きる。

**前回の結論：仙台市において、川崎市方式を軸に緩和措置を検討します。**

## 2 仙台市における緩和措置の考え方

仙台市では、算定方式の変更に伴って保険料が急激に上昇する世帯について、次のような緩和措置を行います。

(1) 『旧ただし書き所得』の減額により、保険料の上昇を緩和

所得割額の算定基礎となる『旧ただし書き所得』\*を減額することによって、保険料の上昇を緩和します。

(\*「旧ただし書き所得」とは、税法上の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた額となり、この資料では『所得』といった場合は「旧ただし書き所得」をあらわします。)

① 非課税世帯への緩和

非課税世帯で『所得』のある世帯は所得割額が賦課されるので、『所得』の一定割合を減額し、保険料を減額します。

② 所得控除を受けている課税世帯への緩和

課税世帯のうち、一定の条件を満たす世帯について、『所得』の一定割合を減額し、保険料を減額します。加えて、19歳未満の子どもがいる世帯へは、平成24年度の税制改正前の所得控除を反映するなど、さらに減額します。

(2) 所得割額の減額により、保険料の上昇を緩和

障害者、寡婦(夫)がいる二人以上の世帯については、上記『所得』の減額に加えて、算定された所得割額を減額することによって、保険料の上昇を緩和します。

① 障害者、寡婦(夫)がいる二人以上の世帯へのさらなる緩和

障害者、寡婦(夫)がいる二人以上の世帯で、給与など『所得』のある場合について、さらに算定された所得割額から所得控除の一定割合を減額します

### 3 緩和措置(案)

#### (1) 所得の減額により、保険料の上昇を緩和

##### ① 非課税世帯への緩和

経過措置初年度は、『所得』の90%を減額して計算します。  
『所得』から減額する額 = 『所得』× 90% (初年度)

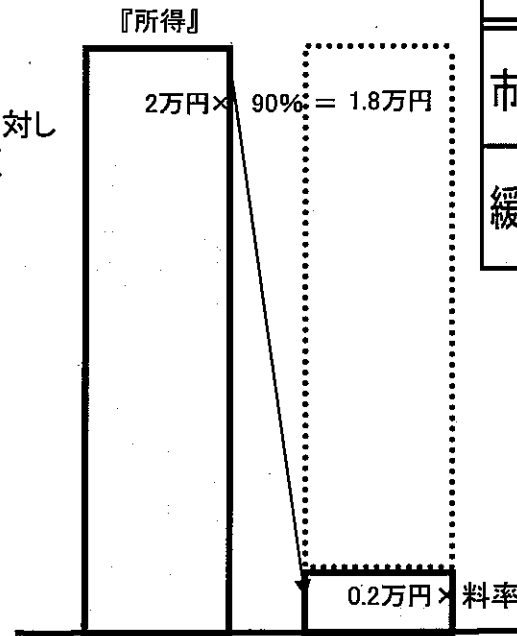
###### 【例1】

世帯構成: 単身世帯

給与収入100万円 ⇒ 『所得』2万円

【計算例】 医療分、支援分、介護分の合計

- ① 所得割額: 『所得』2万円の90%を減額した、0.2万円に対し料率(15.18%)を乗じて得られた300円/年額
  - ② 均等割額: 36,960円/年額 ⇒ 2割軽減後 29,560円
  - ③ 平等割額: 40,560円/年額 ⇒ 2割軽減後 32,440円
  - ④ 年額保険料: 62,300円
- ① + ② + ③ = 62,300円



(単位: 円)

	保険料(年額)
市県民税方式	62,010
緩和措置	62,300 ( 290 )

市県民税方式の保険料と比較すると290円負担が増えます。

ここでの保険料は比較のために平成24年度の数値を用いて算出したもので、平成25年度の実際の金額とは異なる。

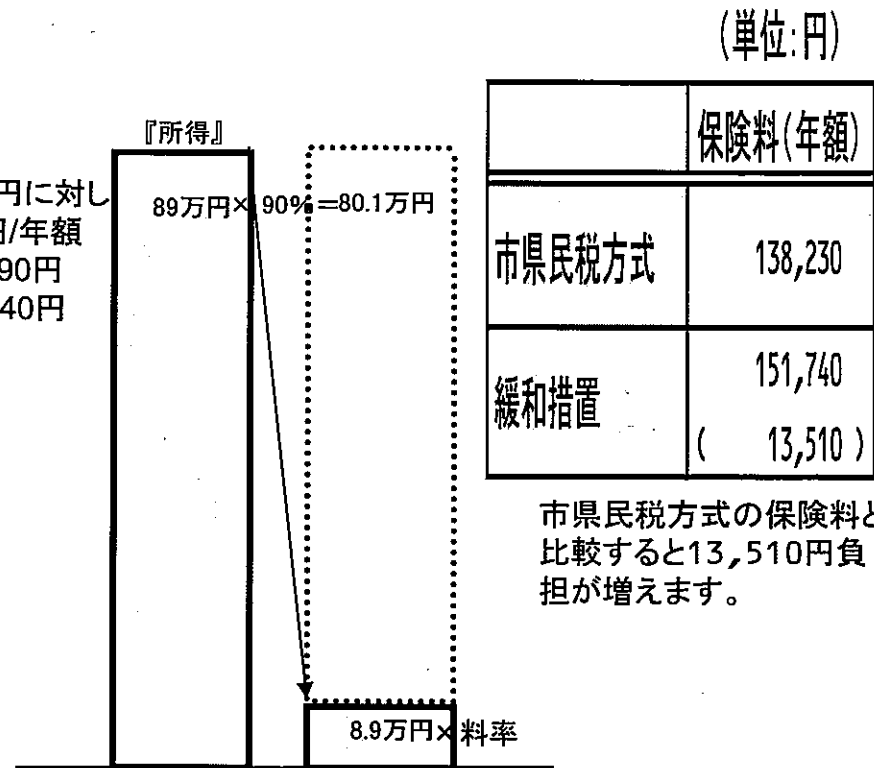
均等割、平等割料率は平成24年度の数値。(所得割の数値は、仮数値)

【例2】

世帯構成: 4人世帯(夫婦と小学生2人)  
給与収入200万円 ⇒ 『所得』89万円

【計算例】 医療分、支援分、介護分の合計

- ①所得割額: 『所得』89万円の90%を減額した、8.9万円に対し料率(15.18%)を乗じて得られた13,510円/年額
  - ②均等割額: 132,240円/年額 ⇒ 2割軽減後 105,790円
  - ③平等割額: 40,560円/年額 ⇒ 2割軽減後 32,440円
  - ④年額保険料: 151,740円
- ① + ② + ③ = 151,740円



ここでの保険料は比較のために平成24年度の数値を用いて算出したもので、平成25年度の実際の金額とは異なる。

均等割、平等割料率は平成24年度の数値。(所得割の数値は、仮数値)

## ②所得控除を受けている課税世帯への緩和

『所得』から減額する額 = (『所得』 - 課税標準額 × 2倍) × 90% (初年度)

### 【例3】

世帯構成: 2人世帯(夫婦)

給与収入200万円 ⇒ 『所得』89万円

【計算例】 医療分、支援分、介護分の合計

#### ①所得割額:

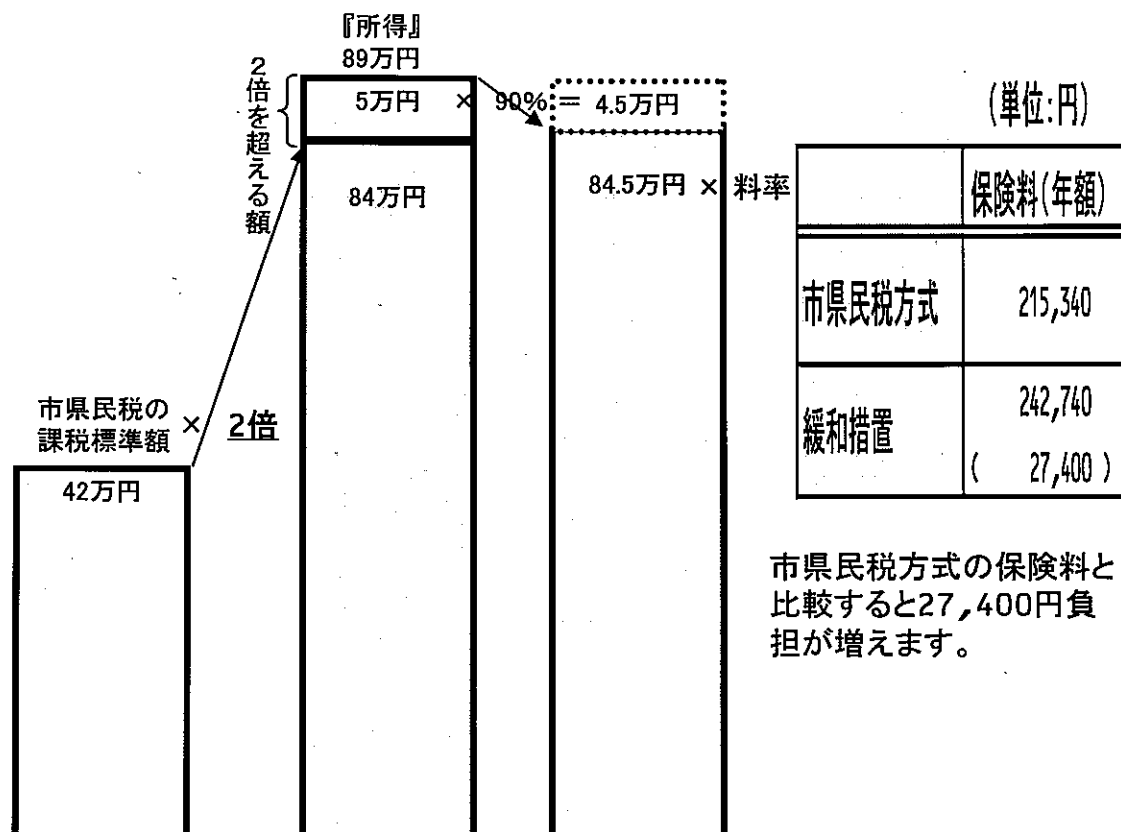
『所得』89万円から  
課税標準額の2倍を超える額の5万円  
の90%を減額した、84.5万円に対し  
料率(15.18%)を乗じて得られた  
128,260円/年額

②均等割額: 73,920円/年額

③平等割額: 40,560円/年額

④年額保険料: 242,740円

① + ② + ③ = 242,740円



ここでの保険料は比較のために平成24年度の数値を用いて算出したもので、平成25年度の実際の金額とは異なる。

均等割、平等割料率は平成24年度の数値。(所得割の数値は、仮数値)



『所得』から減額する額 = (『所得』 - 課税標準額\* × 2倍) × 90% (初年度)

\*課税標準額 = 市県民税の課税標準額 - (i + ii)

i 16歳未満の控除対象者 × 45万円

ii 16歳以上19歳未満の控除対象者 × 12万円

【例4】

世帯構成: 4人世帯(夫婦と小学生2人)  
給与収入400万円 ⇒ 『所得』233万円

【計算例】 医療分、支援分、介護分の合計

①所得割額:

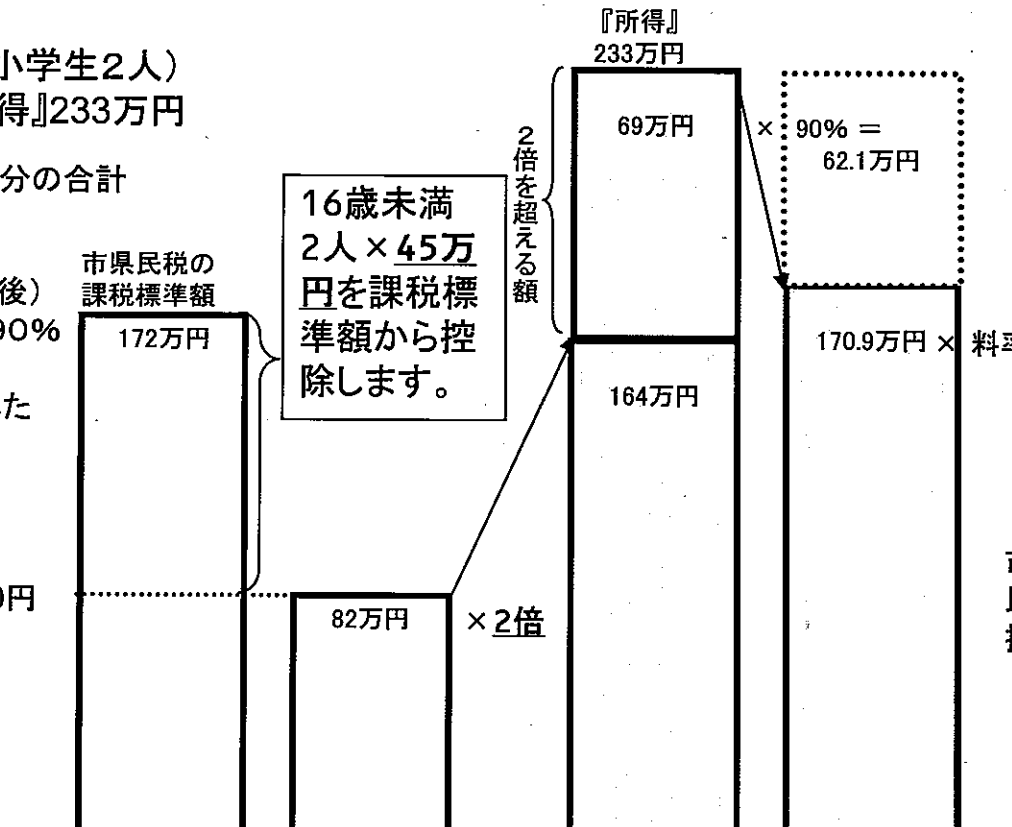
『所得』233万円から  
課税標準額(16歳未満の控除後)  
の2倍を超える額の69万円の90%  
を減額した、170.9万円に対し  
料率(15.18%)を乗じて得られた  
259,410円/年額

②均等割額: 132,240円/年額

③平等割額: 40,560円/年額

④年額保険料: 432,210円

① + ② + ③ = 432,210円



(単位:円)

	保険料(年額)
市県民税方式	419,970
緩和措置	432,210 ( 12,240 )

市県民税方式の保険料と比較すると12,240円負担が増えます。

ここでの保険料は比較のために平成24年度の数値を用いて算出したもので、平成25年度の実際の金額とは異なる。

均等割、平等割料率は平成24年度の数値。(所得割の数値は、仮数値)

# 若年の未就労者を扶養する世帯への緩和

市県民税における扶養控除は、平成24年度以降「19歳未満」が廃止又は減額されております。

「19歳未満」の扶養控除額を平成23年度以前の市県民税の額と併せて45万円とし、学生など若年の未就労者を扶養する世帯の負担をさらに、緩和します。

市県民税 扶養控除	平成23年度	平成24年度 以 降	緩和措置 (案)	控除額
16歳未満	33万円	0円		
16歳以上19歳未満	45万円	33万円	12万円	45万円
19歳以上23歳未満	45万円			

## (2) 所得割額の減額により、保険料の上昇を緩和

### ① 障害者、寡婦(夫)がいる二人以上の世帯へのさらなる緩和

保険料所得割額から市県民税の障害者・寡婦(夫)控除額の5%をさらに、減額します。

#### 【例5】

世帯構成: 4人世帯(夫婦の夫が障害者・小学生2人4人世帯)  
給与収入300万円 ⇒ 『所得』159万円

#### 【計算例】 医療分、支援分、介護分の合計

##### ① 所得割額:

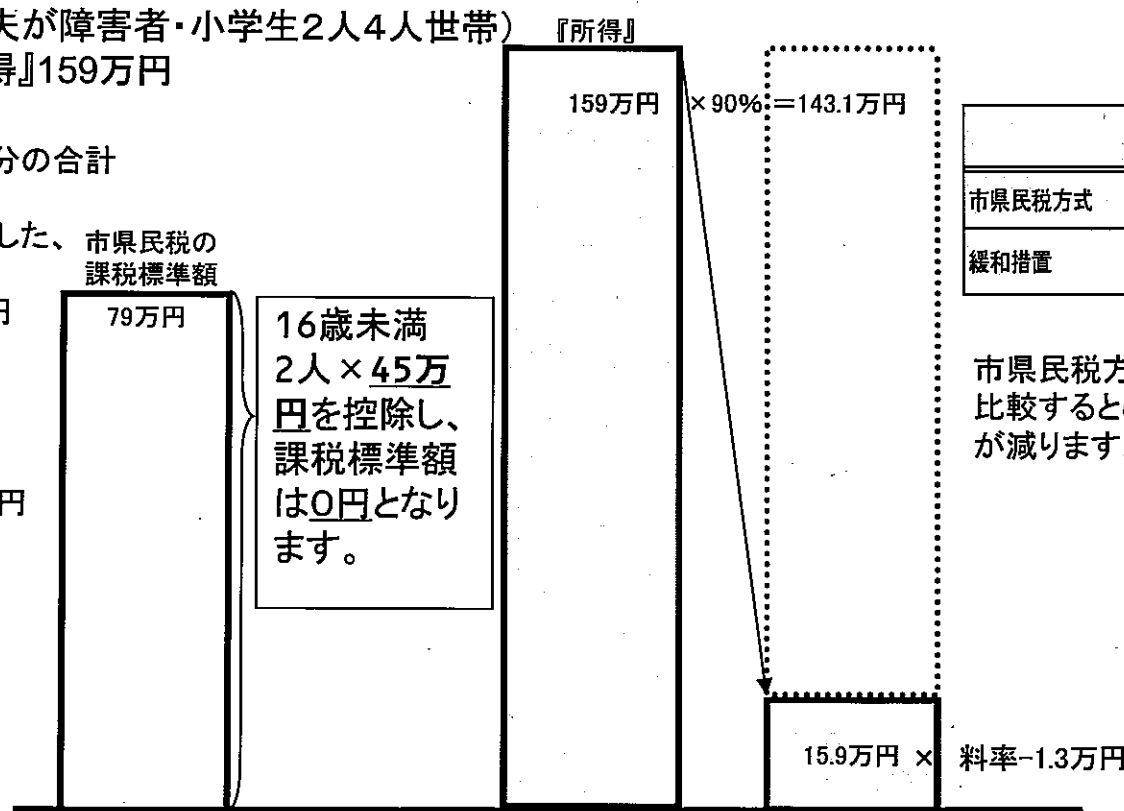
『所得』159万円の90%を減額した、市県民税の課税標準額15.9万円に対し料率(15.18%)を乗じて得られた額から1.3万円を引いた11,120円/年額

②均等割額: 132,240円/年額

③平等割額: 40,560円/年額

④年額保険料: 183,920円

① + ② + ③ = 183,920円



(単位:円)

	保険料(年額)
市県民税方式	190,020
緩和措置	183,920 (▲ 6,100)

市県民税方式の保険料と比較すると6,100円負担が減ります。

ここでの保険料は比較のために平成24年度の数値を用いて算出したもので、平成25年度の実際の金額とは異なる。

均等割、平等割料率は平成24年度の数値。(所得割の数値は、仮数値)

# 障害者・寡婦(夫)への減額内容

- (1)障害者・遺族年金は、非課税所得であり、保険料の所得割額は算定されませんので、旧ただし書き方式による保険料所得割額への影響はありません。
- (2)給与などの『所得』がある場合は、保険料の所得割額が算定されます。その世帯を「障害者・寡婦(夫)控除一覧」のとおり所得割額から減額します。

## 【障害者・寡婦(夫)控除一覧】

控除の種類	内 容	控 除 額 (控除額の5%を保険料から減額)
<b>障害者</b>		
障害者控除	特別障害者控除対象者以外	26万円(13,000円)
特別障害者控除	身体障害者1・2級、 精神障害者保健福祉手帳1級	30万円(15,000円)
同居特別障害者控除	特別障害者と同居している場合	53万円(26,500円)
<b>寡婦(夫)</b>		
寡婦(夫)控除	所得500万円超	26万円(13,000円)
特定の寡婦(夫)	所得500万円以下	30万円(15,000円)

## 4 まとめ

### 仙台市の緩和措置(案)

対象者	内 容
非課税者	初年度の所得からの減額 =『所得』×減額割合*1 *1 1年目90%で試算しました。
課税者	初年度の所得からの減額 =(『所得』-課税標準額*2×2倍)×減額割合*1 *2 16歳未満の控除対象者×45万円、 16歳以上19歳未満の控除対象者 ×12万円を課税標準額からさらに控除
障害者・寡婦(夫) が居る二人以上 の世帯	市県民税の障害者・寡婦(夫)控除額の5%を所得割額保険料から減額